

## 1-2 生活衛生課関係業務

### 1-2-1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、平成 29 年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき施設の監視指導を行うとともに、衛生講習会を実施して食品衛生の向上及び知識の普及啓発に努めた。

#### (1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

##### (1)-1 営業許可施設数及び行政処分件数

区分 業種・年度計		営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
			新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	452	65	18	32	245						143	102
	仕出・弁当	142	19	7	17	66						53	13
	旅館	62	15	1	6	35						32	3
	その他	789	104	61	88	385		1				227	158
	臨時	319	34	31	37	200						2	198
	菓子製造業	311	47	23	40	177						130	47
	乳処理業	2											
	乳製品製造業	1				1							1
	魚介類販売業	343	40	22	33	185						120	65
	魚介類せり売り営業	11	2		1	4						2	2
	魚肉ねり製品製造業	12	3		4	7						6	1
	食品の冷凍又は冷蔵業	8	1		1	4						3	1
	缶詰又は瓶詰食品製造業	29	5	1	1	16						12	4
	喫茶店営業	123	12	2	5	24						22	2
	あん類製造業	4				5						5	
	アイスクリーム類製造業	84	8	5	7	64					1	33	31
	乳類販売業	321	44	19	34	130						103	27
	食肉処理業	7			1	5						4	1
	食肉販売業	236	37	25	28	145						110	35
	食肉製品製造業	3	1			3						2	1
	食用油脂製造業	1											
	みそ製造業	37	5	2	5	13						12	1
	醤油製造業	3				1							1
	ソース類製造業	15		2	2	8						8	
	酒類製造業	4		1		2						2	
	豆腐製造業	19	3	2	5	11						9	2
	納豆製造業	9	2		1	4						4	
	めん類製造業	10				11						5	6
	そうざい製造業	207	36	13	13	101						89	12
	添加物製造業	1				1							1
	清涼飲料水製造業	25	4	1	3	17						8	9
	氷雪製造業	13	2	1	1	3						3	
	氷雪販売業				1								
	29	3,603	489	237	366	1,873		1			1	1,149	724
	28	3,732	267	381	312	1,925		1				1,289	636
	27	3,777	188	247	213	1,865						1,203	662

## (1) - 2 市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業		756	220	147	127	99	87	328	1,764
菓子製造業		106	63	42	47	21	32	0	311
乳処 理 業		1	0	1	0	0	0	0	2
乳製品製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
魚介類販売業		92	51	54	61	16	35	34	343
魚介類せり売り営業		2	0	1	6	0	2	0	11
魚肉ねり製品製造業		0	0	0	12	0	0	0	12
食品の冷凍又は冷蔵業		0	2	0	3	1	2	0	8
缶詰又は瓶詰食品製造業		9	6	2	2	5	5	0	29
喫茶店営業		56	32	12	6	12	5	0	123
あん類製造業		4	0	0	0	0	0	0	4
アイスクリーム類製造業		32	16	7	13	9	7	0	84
乳類販売業		133	86	30	21	22	26	3	321
食肉処 理 業		1	3	2	0	1	0	0	7
食肉販売業		91	56	17	21	18	18	15	236
食肉製品製造業		2	1	0	0	0	0	0	3
食用油脂製造業		0	0	0	0	0	1	0	1
みそ製造業		9	15	2	4	1	6	0	37
醤油製造業		1	0	1	0	0	1	0	3
ソース類製造業		4	4	1	1	4	1	0	15
酒類製造業		0	1	1	1	1	0	0	4
豆腐製造業		6	7	0	1	1	4	0	19
納豆製造業		1	7	0	0	0	1	0	9
めん類製造業		7	1	0	0	2	0	0	10
そうざい製造業		38	39	32	68	4	26	0	207
添加物製造業		1	0	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業		8	5	2	1	4	5	0	25
氷雪製造業		3	0	6	3	0	1	0	13
氷雪販売業		0	0	0	0	0	0	0	0
29		1,363	615	361	398	221	265	380	3,603
28		1,423	632	375	428	220	272	382	3,732
27		1,437	644	382	433	227	265	389	3,777

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

業 種 別		施 設 数	監視指導件数
給食施設	学 校	24	21
	病 院 ・ 診 療 所	6	3
	事 業 所	3	2
	そ の 他	137	58
乳 さ く 取 業		3	
食 品 製 造 業		208	29
野 菜 果 物 販 売 業		168	68
そ う ざ い 販 売 業		172	43
菓 子 ( パ ン を 含 む ) 販 売 業		229	56
食 品 販 売 業 ( 上 記 以 外 )		286	99
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く)製造業			
添 加 物 の 販 売 業		80	20
氷 雪 採 取 業			
器 具 ・ 容 器 包 装 お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		85	15
計		1,401	414

### (3) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、平成 29 年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、東地方保健所及び環境保健センター等において検査を実施した。又、夏期及び年末の一斉取締時期に食品を収去し、不良食品の発見に努めた。

検査項 年度 検体名	検査した 収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
				良			不良			良			不良			良			不良		
	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27
魚介類	4	3	3	2	2	2				2	1	1									
冷凍食品	無加熱冷凍食品		1		1																
	凍結前加熱済	1		2	1	2															
	凍結前未加熱	1	2		1	2															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																				
魚介類加工品	6	11	8	2	2	2				4	4	5		1			4	1			
肉卵類及びその加工品	6	6	7	3	2	3				5	6	6									
乳製品	1	1		1	1																
乳類加工品																					
アイスクリーム類・氷菓	2	2	2	2	2	2	1														
穀類及びその加工品	8	8	9	5	5	5				3	3	3						1			
野菜類・果物・加工品	27	28	34	5	5	5				21	20	22				1	3	7			
菓子類	13	14	12	5	5	4				7	8	8				1	1				
清涼飲料水	9	5	6	1						5	5	5				3		1			
酒精飲料																					
氷雪																					
水																					
缶詰・ビン詰食品	3	1														3	1				
その他の食品	10	11	12	9	10	11				1							1	1			
化学合成添加物																					
乳類	2	2	2	1	1	1				2	2	2									
器具及び容器包装																					
おもちゃ																					
計	93	95	97	38	38	37	1			50	49	52		1		8	10	11			

(4) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は8件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

区分 食品名等・年度計	不良食品発生件数	消費者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況							
				県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他		
							細菌	化学										
食品	菓子類	2	2		1	1	1			1		1						1
	乳及び乳製品																	
	食肉及び食肉製品																	
	魚介類及びその加工品	1	1		1		1											1
	清涼飲料水																	
	麺類	2	2		2					2								1
	そうざい及びその半製品																	
	その他の食品	3	1	2	3			1		2						1		
器具及び容器包装																		
29	8	6	2	7	1	2	1		5		1				1	1	2	
28	4	3	1	3	1	1			3	1							2	2
27	3	2	1	3					1	2								3

(5) 行政処分等の状況

平成29年度は、食中毒事件に係る営業停止処分は1件、不良食品に係る行政指導が1件あった。

区分 年度	違反件数(実数)	違反内容				違反条項						行政処分等内容					告 発	
		異物	法定外添加物	規格基準	表示その他	法六条	法九条	法十条	法十一条	法十九条	法五十二条	禁止	停止	廃業	整備改善	改善勧告		その他
29	2			1	1	1				1				1			1	
28	1				1	1							1					
27																		

(6) 食中毒発生状況

平成 29 年度は、飲食店を原因とする黄色ブドウ球菌食中毒が 1 件発生した。

年度	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質／血清型等	原因施設	摂食場所	発生要因
29	H29. 11. 8	五所川原市	不明	37	37		施設が提供した弁当	黄色ブドウ球菌/エンテロトキシンA型	飲食店	五所川原市	前日調理等
29		1 件	不明	37	37						
28		1 件	不明	7	7						
27		発生なし									

(7) 魚介類行商等の登録状況

平成 29 年度の「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例」に基づく新規登録は 1 件、廃業は魚介類行商 2 件、アイスクリーム類行商 2 件であった。

区分		年度		
		29	28	27
魚介類行商	登録数		2	3
	従業員			
アイスクリーム類行商	登録数	9	10	10
	従業員	28	30	31

(8) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を延べ 17 回実施し、受講者数は 760 人であった。

区分		年度		
		29	28	27
食品衛生責任者	回数	4	4	4
	受講者数	313	301	306
その他	回数	13	10	14
	受講者数	447	287	536
計	回数	17	14	18
	受講者数	760	588	842

## 1-2-2 生活衛生関係

### (1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

#### (1)-1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度		理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公 衆 浴 場			興行場		
					ホ テ ル	旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	常 設	仮 設
許 可 (確認)	29	2	11	0(0)			6		6					1
	28	4	6	2(2)			1		1	1		1	1	1
	27	0	8	2(1)							1	1		1
廃 止	29	4	8	1(0)		4	1	1	6					1
	28	9	9	6(5)		1	11		12	1	1	2	1	1
	27	7	10	5(3)			1		1					1

#### (1)-2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度	理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場		常 設 興 行 場
				ホ テ ル	旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
29	71	121	29(22)	3	23	13		25	6	2
28	81	111	31(10)	4	23	21		36	14	2
27	78	105	20(11)	2	18	14	1	46	12	2

(1) - 3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館					公衆浴場			常 設 興 行 場
				ホ テ ル	旅 館	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市	109	213	50(21)	3	23	18		44	10	5	15	7
つがる市	63	76	25(14)		8	1		9	12	4	16	2
鱒ヶ沢町	29	35	8(3)	1	9	8		18	5	4	9	1
深浦町	27	25	2(0)		12	15		27	4	4	8	
鶴田町	25	30	6(2)		5	1		6	6	4	10	
中泊町	22	35	4(1)		6	5		11	2		2	1
29	275	414	95(41)	4	63	48		115	39	21	60	11
28	277	411	96(41)	4	67	43	1	115	39	21	60	11
27	282	414	100(44)	4	68	53	1	126	39	22	61	11

(2) 水道及び飲料水関係

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るため立ち入り検査を実施し、施設の適正維持管理の徹底及び水質検査の励行について、監視指導を行った。

なお、飲用井戸については、営業許可台帳及び管内市町の協力を得ながら施設の実態把握に努めた。

各種水道施設の状況

区分 市町名・年度	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	小 規 模 水 道	飲用井戸		簡 易 専 用 水 道	水 道 小 規 模 受 水 槽	計
					一 般	業 務 用			
五所川原市	2		1	16					19
つがる市	1		1	8					10
鱒ヶ沢町	1	※	1	12	41	19		2	76
深浦町	1			8	120	17	3	5	154
鶴田町	1			1		2	1	2	7
中泊町	1			1	88	9		4	103
29	7	※	3	46	249	47	4	13	369
28	7	※	3	46	259	43	5	13	376
27	7	3	3	46	258	43	13	14	387

注) 平成25年度から、飲用井戸及び簡易専用水道に係る事務が市に権限移譲され、更に平成28年度からは鱒ヶ沢町の3つの簡易水道が上水道に統合され、簡易専用水道に係る事務も権限移譲された。また、中泊町については、簡易専用水道に係る事務のみ権限移譲されている。



### (3) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業等事業者の登録指導を行った。

#### (3) - 1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		8	5		3	3	20
つがる市			4(2)	1			1	6(2)
鱒ヶ沢町				1		2	1	4
深浦町				2				2
鶴田町			1	1				2
中泊町				1			1	2
29	1		13(2)	11		5	6	36(2)
28	1		13(2)	11		5(2)	6(1)	36(5)
27	1(1)		13(2)	10		5	6	35(3)

注) ( )内は監視指導件数である。

#### (3) - 2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
29	9(3)	2(1)			8(1)	1(1)	2		22(6)
28	9(3)	2			8	1	2		22(3)
27	9(1)	2(1)			8(3)	1	2(1)		22(6)

注) ( )内は監視指導件数である。

#### (4) その他の施設関係

管内の学校プール以外の遊泳用プールは 9 施設、火葬場は 10 施設などとなっている。

市町名・年度 \ 区分	遊泳用プール	火 葬 場	墓 地	納 骨 堂
五所川原市	5	3	165	3
つがる市	1	2	133	
鱒ヶ沢町	1	1	108	
深浦町		1	50	1
鶴田町	1	1	36	
中泊町	1	2	42	3
29	9	10	534	7
28	9	10	534	6
27	9	10	532	6

### 1-2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度 \ 区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市			
つがる市	1		昭和 61 年
鱒ヶ沢町			
深浦町			
鶴田町			
中泊町			
29	1		
28	1		
27	1		

## 1-2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

### (1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

年度	区分	合計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備考
29		74	24	50	
28		70	16	54	
27		74	8	66	

### (2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
	年度					
五所川原市	29	45	1(1)			5(5)
	28	47	1(1)		1(1)	
	27	47	1(1)		1(1)	2(2)
つがる市	29	27				
	28	27				2(2)
	27	27				
鱒ヶ沢町	29	11		1(1)		
	28	11			2(2)	
	27	11				
深浦町	29	13				
	28	14				
	27	14				
鶴田町	29	16				
	28	16				
	27	16				
中泊町	29	8				
	28	8				
	27	8				
計	29	120	1(1)	1(1)		5(5)
	28	123	1(1)		3(3)	2(2)
	27	123	1(1)		1(1)	2(2)